

和知川漁業協同組合遊漁規則の変更について

1 変更の概要

- ・濃密放流区の項目の削除
- ・遊漁料の免除内容の新設
- ・別記様式に係る項目の削除

2 新旧対照表

変更前					変更後				
<p>(遊漁の方法等)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の期間中でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>2 漁場区域内に次の表のとおり釣専用区及び濃密放流区を設け、ア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法によりウ欄の規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。</p> <p>(1) 釣専用区</p>					<p>(遊漁の方法等)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の期間中でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>2 漁場区域内に次の表のとおり釣専用区を設け、ア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法によりウ欄の規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。</p> <p>釣専用区</p>				
ア魚種	イ漁具漁法	ウ規模	エ区域	オ期間	ア魚種	イ漁具漁法	ウ規模	エ区域	オ期間
こい	手釣、竿釣	1人3竿以内	京丹波町和知ダムから上流のたん水域	1月1日から4月30日まで、6月1日から12月31日まで	こい	手釣、竿釣	1人3竿以内	京丹波町和知ダムから上流のたん水域	1月1日から4月30日まで、6月1日から12月31日まで
<p>(2) 濃密放流区</p>					(削除)				
ア魚種	イ漁具漁法	ウ規模	エ区域	オ期間					
ます類	竿釣	1人1竿以内	京丹波町上乙見の1号標示板から上流 同町西河内の2号標示板から上流 同町仏主の3号標示板(砂防ダム)から上流	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、いわなは3月16日から9月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間					
<p>3 略</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第4条 略</p> <p>(全長制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の額の20パーセント以内、1,000円以下の額については50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。</p>					<p>3 略</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第4条 略</p> <p>(全長制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の額の20パーセント以内、1,000円以下の額については50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。</p>				

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料	備考
あゆ	全漁具漁法	年券	9,000円	
		日券	3,000円	
雑魚	こいうなぎ	全漁具漁法	年券	組合内の地区内に居住する者は無料とする。
	ます類	竿釣	日券	
<u>濃密放流区でのます類</u>			<u>竿釣</u>	<u>日券</u>

2 略

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第2項の承認をしたときは、**別記様式1**の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2～4 略

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 略

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は**別記様式2**の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料	備考
あゆ	全漁具漁法	年券	9,000円	
		日券	3,000円	
雑魚	こいうなぎ	全漁具漁法	年券	組合内の地区内に居住する者は無料とする。
	ます類	竿釣	日券	

2 略

3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず、イ欄のとおりとする。

ア 遊漁する者の区別	イ 遊漁料
中学生以下の者	免除
身体障害者	第1項に規定する額の2分の1

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第2項の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2～4 略

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 略

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

遊漁規則から、別記様式を全て削除